

住宅の再建に使える公的支援

災害救助法の応急修理制度・被災者生活再建支援法の支援金・茨城県災害見舞金・県や市、赤十字社に届けられた義援金（募金）などです。

これらは、り災証明書に記載された「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の判定にしたがって、支援を受けられる金額が決まります。また、被災した住宅を解体して新築するか、修繕して使うか、賃貸物件に転居するかによって支援の額が異なります。被災者生活再建支援金は、単身者の場合は4分の3になります。借家、マンション、アパートでも同様の扱いです。

応急修理制度は、市が業者に委託して行いますので、修理をする前に市に相談・申請してください。外国人の方は、外国人登録証明書で申請が出来ます。いずれも申請は市役所の窓口です。なお、住家以外は、これらの対象になりません。

新築する		災害救助法	被災者生活再建支援法		茨城県 災害見舞金	義援金 (募金)	合計
判定	浸水深	応急修理制度	基礎支援金	加算支援金			
一部損壊	床下					未定	
半壊	床上				3万円	未定	3万円
大規模半壊	床上1m		50万円	200万円		未定	250万円
全壊	住家流出 1階天井まで		100万円	200万円		未定	300万円

修繕して住み続ける		災害救助法	被災者生活再建支援法		茨城県 災害見舞金	義援金 (募金)	合計
判定	浸水深	応急修理制度	基礎支援金	加算支援金			
一部損壊	床下					未定	
半壊	床上	56.7万円 工事業者に支払い			3万円	未定	59.7万円
大規模半壊	床上1m	56.7万円 工事業者に支払い	50万円	100万円		未定	206.7万円
全壊	住家流出 1階天井まで		100万円	100万円		未定	200万円

提供される公営住宅等に一時入居すると応急修理制度は使えません。

賃貸物件に転居		災害救助法	被災者生活再建支援法		茨城県 災害見舞金	義援金 (募金)	合計
判定	浸水深	応急修理制度	基礎支援金	加算支援金			
一部損壊	床下					未定	
半壊	床上				3万円	未定	3万円
大規模半壊	床上1m		50万円	50万円 民間賃貸のみ		未定	100万円
全壊	住家流出 1階天井まで		100万円	50万円 民間賃貸のみ		未定	150万円

詳しくは市役所に問い合わせください
【り災証明→税務課】【各申請→社会福祉課】

0297-23-2111

公明党常総支部だより【号外】

常総市議会議員 中島 亨一 0297-23-0875
常総市議会議員 遠藤 正信 0297-43-8131